

欧州知財の実務と動向(2)

欧州特許庁における異議申立

Global IP Europe 欧州特許弁理士・日本弁理士 稲積 朋子

今回は、EPC第99条(1)「欧州特許の特許査定は公開から9ヶ月以内に、何人も欧州特許庁において異議申立をすることができる」について解説した。第2回となる本稿では、EPC第99条(2)（異議申立の効力）、同条(3)（手続の当事者）、同条(4)（正当な権利者による特許権者の置換）及びEPC第100条（異議申立理由）について解説する。

EPC第99条(2)

EPC第99条(2)は、「異議申立は、該当特許が効力を有する全加盟国における欧州特許に適用される」旨を規定する。

本項は、異議申立手続の地理的効力について規定している。基本的に、異議申立手続は、全ての指定国に関して有効である。従って、一部の指定国に関して異議申立がなされたとしても、その異議申立は全ての指定国に関する手続として取り扱われる。

異議申立の対象となっているクレームが、指定国間で異なる場合はありうる。言い換えれば、特許請求の範囲に相当するクレームセットが、指定国間で異なる場合である。例えば、日本の特許法第29条の2に相当する特許出願であって、EP特許出願ではなく各国における特許出願は、EPCで規定される先行技術ではない。つまり、あるEP出願EP-Aの優先日前に出願され、その優先日後に公開されている各国の特許出願（EP出願ではない）は、EP-Aに対してEPCにおける先行技術にはならない（EPC第54条(3)）。そのため、各国における第29条の2相当の文献の取り扱い、各国の特許法が定めるところとなる。特許権者は、ある締約国Aにおける第29条の2相当の特許文献が存在する場合に、締約国Aでの特許の有効性を保つために、締約国Aにおけるクレームセットを補正することができる。その結果、締約国Aにおけるクレームセットと、その他の締約国におけるクレームセットと、の2つの異なるクレームセットが併存することになる。

クレームセットが指定国間で異なり得る別の場合としては、指定国間で特許権者が異なる場合があげられる。

EPC第99条(3)

EPC第99条(3)は、「異議申立人は、特許権利者と同様に異議申立手続の当事者となる」旨を規定する。

異議申立期間終了後に、一定の条件を満たすことにより異議申立手続に参加した参加人も、異議申立手続の当事者となる（EPC第105条）。

日本と同様、情報提供の制度がEPCにもあり（EPC第115条）、継続中の出願だけでなく、異議申立手続中もEP特許に対して情報提供が可能ではあるものの、情報提供者は手続の当事者にはならない。従って、異議申立人には特許権者と同様に意見を述べる機会が与えられるが、情報提供者にはその機会が与えられない。